

自治振興基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第35号

自治振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

自治振興基金条例施行規則（昭和46年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
	事業	施設等		事業	施設等
公共施設等の整備事業	[略]	[略]		[略]	[略]
	社会福祉施設整備事業	[略] 認定こども園	[略] <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第2項の規定による認定を受けた施設の新設及び増設</u>	社会福祉施設整備事業	[略] 認定こども園 新設及び増設
	文教施設整備事業	[略] 通学用自動車	[略] <u>専ら中学校、小学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車の購入</u>	文教施設整備事業	[略] 通学用自動車 <u>専ら小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、認定こども園又は保育所に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車の購入</u>
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	その他アからカまでに掲げる事業に準ずる事業	[略] 自然エネルギーを利用するための施設	[略] 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号） <u>第12条第1項第17号</u> に掲げる施設の新設及び増設	その他アからカまでに掲げる事業に準ずる事業	[略] 自然エネルギーを利用するための施設
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。